



平成 21 年 1 月 30 日

各 位

所 在 地 大阪府岸和田市土生町 1 丁目 4 番 23 号
会 社 名 フジ住宅株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 今井光郎
(コード番号 8860 東証・大証第一部)
問合せ先 常務取締役 山田正明
(TEL 072-437-9010)

会社法に基づく内部統制システム整備に関する基本方針の改訂のお知らせ

当社は、平成21年1月30日開催の取締役会において、会社法第362条及び会社法施行規則第100条に規定する体制（内部統制システム）の整備に関する基本方針を改訂することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制として以下の体制を整備する。（下線部は改訂箇所）

（1）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 保存、管理の対象とすべき情報を明確化する。
これに伴い文書管理規程等を見直し、文書の保存、管理を適正に行う。

（2）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境、災害、品質管理などに係るリスクについては、それぞれの対応部門で必要に応じ規則・ガイドラインを制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行う。
② 新たに生じたリスクへの対応のために必要な場合は代表取締役社長から全社に至達するとともに、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた権限規程等を定めるとともに、合理的な経営方針の策定、全社的な重要事項について検討・決定する部門長会議等の有効な活用、各部門間の有効な連携の確保のための制度の整備、運用、取締役に対する必要かつ効果的な研修の実施等を行う。

（4）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① グループ企業全体の企業行動憲章を作成し、使用人全員への浸透を図る。
② コンプライアンス委員会を設置し、各部門にコンプライアンス責任担当者を配置する。

（5）当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループ全体に影響を及ぼす重要な事項については、会議の開催による多面的な検討を経て慎重に決定する仕組みを設ける。
② 社会秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で毅然とした姿勢で対応する。
③ 当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信赖性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用及び評価を行うものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
取締役の指揮命令に服さない専属の者を配置する。

(7) (6) の使用人の取締役からの独立性に関する事項

専属の者の人事異動については、監査役は事前の報告を受け、必要な場合は理由を付して人事担当取締役に変更の申し入れを行う。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 部門長会議で審議・報告された案件。
- ② 内部監査室が実施した内部監査の結果。
- ③ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき。
- ④ 監査役会への報告は常勤の監査役への報告をもって行う。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査室、社長室、法務部、人事室、総務部、経理部、財務部所属の使用人が補助する。
- ② 特に内部監査室は、監査役との緊密な連携を保ち、相互に補完する関係を構築する。

以上